

事業名称	千葉市被保護者に対する就労支援事業及び就労準備支援事業
事業概要	千葉市の生活保護受給者のうち、就労阻害要因のない稼働年齢層の者に対して、求人開拓、キャリアカウンセリング、就労支援セミナーの開催、その他個別支援等を効果的に行うことで、就労を支援・促進し、経済的な自立を図る。また、上記の者のうち、求職活動が長期化する中で就労への意欲を失ってしまう者、一般的な求職活動による就労が困難な者、日常生活・社会生活の自立が困難な者に対して、就労体験やボランティア活動等の社会体験の機会を提供することにより、就労意欲を喚起するとともに社会参加意識の向上を図り、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を段階的支援により計画的に行い、経済的自立に繋げる。

## ●基本データ

地方公共団体	千葉県千葉市
社会的課題及びその背景	<p>千葉市の生活保護受給者のうち、就労阻害要因のない稼働年齢層の者に対して、求人開拓、キャリアカウンセリング、就労支援セミナーの開催、その他個別支援等を効果的に行うことで、就労を支援・促進し、経済的な自立を図ることを目的とする（被保護者就労支援事業）。</p> <p>また、上記の者のうち、求職活動が長期化する中で就労への意欲を失ってしまう者、一般的な求職活動による就労が困難な者、日常生活・社会生活の自立が困難な者に対して、就労体験やボランティア活動等の社会体験の機会を提供することにより、就労意欲を喚起するとともに社会参加意識の向上を図り、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を段階的支援により計画的に行い、経済的自立に繋げることを目的とする（被保護者就労準備支援事業）。</p> <p>平成24年度より、PFS（成果連動支払）方式によるインセンティブを設けた仕様にて契約しており、令和3年度からは、債務負担行為を設定し、令和3年度から令和5年度までの3か年の複数年契約を締結している。</p>
目指す成果	<p>就労により保護廃止となった生活保護受給者世帯数の増加</p> <p>就労を開始した生活保護受給者数の増加</p>
サービス対象者	<p>（1）被保護者就労支援事業</p> <p>千葉市内の生活保護受給者のうち、就労阻害要因のない稼働年齢</p>

		<p>層の者で未就労者や稼働能力の活用が不十分である者。</p> <p>(2) 被保護者就労準備支援事業</p> <p>千葉市内の生活保護受給者のうち、就労阻害要因がないものの、就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題を抱える者であって、日常生活習慣・基礎技能等を習得することにより、就労が見込まれる者。</p> <p>以下のような者が該当すると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成、改善が必要である者。</li> <li>・他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力等の社会参加に必要な能力の形成、改善が必要である者。</li> <li>・自尊感情や自己有用感を必ずしも十分持っていない者。</li> <li>・就労意欲の意思が希薄である者。</li> <li>・就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就労することが困難である者。</li> </ul>
事業関係者	委託者	千葉市保健福祉局保護課
	受託者	パーソルテンプスタッフ株式会社
	サービス提供者	パーソルテンプスタッフ株式会社
	資金提供者	なし
	第三者評価機関	なし
	中間支援組織	なし
サービス内容	<p>(1) 被保護者就労支援事業</p> <p>受注者は、発注者（千葉市）の指示に従い、本仕様書の他、「千葉市被保護者就労支援事業実施要綱」及び「千葉市被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業実施手順」に示す具体的支援手順等に基づき次の業務を履行する。</p> <p>なお、生活保護受給者等就労自立促進事業における就労支援にあたっては、厚生労働省が発出する「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」を参考の上、業務を履行する。</p> <p>ア地域企業における求人情報の収集及び求人開拓 イ求人情報の提供、キャリアカウンセリング、就労支援セミナーの開催、その他個別支援等の就労支援サービスの提供 ウ支援業務に関する千葉市内各所（無料低額宿泊所他）へのアウトリーチ エ支援業務に関する官公庁、その他関係機関への同行訪問 オ本事業を円滑に推進するための関係機関及び他の就労支援事業</p>	

		<p>等との連携・調整 カ関係書類の作成</p> <p>(2) 被保護者就労準備支援事業 「千葉市被保護者就労準備支援事業実施要綱」及び「千葉市被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業実施手順」に基づき、次の業務を実施する。 アNPO法人や社会福祉法人、農家等の団体及び地域企業を訪問して、対象者の受入先開拓 イ対象者へのカウンセリング等の就労支援サービスの提供 ウ本事業を円滑に推進するための関係機関との連携及び調整 エ上記の業務に関する官公庁その他機関への手続き代行 オ関係書類の作成</p>
	<b>成果指標</b>	<p>(1) 被保護者就労支援事業</p> <p>①保護廃止世帯数に応じた措置 当該年度中に就労により保護廃止となった生活保護受給者世帯数</p> <p>②就労者数に応じた措置 当該年度中に就労を開始した生活保護受給者数</p>
	<b>事業期間</b>	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
<b>契約金額</b>	<b>総額</b>	492,036,600円(税込み)
	<b>最低支払額</b>	<p>(1) 被保護者就労支援事業</p> <p>ア 基本委託料 令和3年度分 ¥150,851,800円 令和4年度分 ¥150,851,800円 令和5年度分 ¥150,851,800円</p> <p>イ 減額措置(1年度毎に実施) 当該年度中に就労した全就労者(ただし、1月～3月に就労した者を除く)に対する就労定着期間が、3か月以上の者の割合の目標値を50%と設定し、年度実績がこれを下回った場合は、基本委託料(被保護者就労支援事業部分のみ)の減額措置を講ずる。</p> <p>(2) 被保護者就労準備支援事業</p> <p>ア 基本委託料 令和3年度分 ¥13,160,400円 令和4年度分 ¥13,160,400円 令和5年度分 ¥13,160,400円</p> <p>※成功報酬、減額措置の設定なし</p>
	<b>成果連動支払額</b>	(1) 被保護者就労支援事業

		<p>成功報酬として、1年度毎に10,000千円（消費税込）を上限（下限）とし、下記のとおり基本委託料から加算（減算）を行う。</p> <p>①保護廃止世帯数に応じた措置</p> <p>当該年度中に、就労により保護廃止となった生活保護受給者1世帯あたりの加算単価を設定し、基本委託料に加算する。</p> <p>【就労により保護廃止となった生活保護受給者1世帯あたりの加算単価】120,000円</p> <p>②就労者数に応じた措置</p> <p>当該年度中に、就労を開始した生活保護受給者1人あたりの加算単価を設定し、基準とする就労者数を超えた人数分のみ、基本委託料に加算する。</p> <p>また、基準とする就労者数に至らなかった場合は、基準とする就労者数から不足した1人あたりにつき、加算単価額と同額の減算単価を、基本委託料から減算する。</p> <p>【基準とする就労者数】1,080人</p> <p>【就労を開始した生活保護受給者1人あたりの加算（減算）単価】12,000円</p> <p>（2）被保護者就労準備支援事業</p> <p>※成功報酬、減額措置の設定なし</p>
財政効果の試算	費目	なし
	金額	なし
国の補助の活用の有無		なし
債務負担行為の有無		あり（令和3年度から令和5年度までの3か年の複数契約を締結）
事業者選定方法		プロポーザル（企画提案）方式
成果実績		<p>平成31年度 保護廃止世帯数 93世帯</p> <p>平成31年度 就労者数 1,230人</p> <p>令和2年度 保護廃止世帯数 70世帯</p> <p>令和2年度 就労者数 765人</p> <p>令和3年度 保護廃止世帯数 115世帯</p> <p>令和3年度 就労者数 916人</p>

## ●事業詳細

### ア 事業実施の経緯

#### ①被保護者就労支援事業

本業務に従事する人員は26人以上（業務管理者2人、雇用開拓員6人、就労支援員18人

以上）とする。また、業務管理者は、被保護者就労準備支援事業の業務も管理する。なお、雇用開拓員については各区1名ずつ、就労支援員については、少なくとも下記の人数を各区保健福祉センター社会援護（第一・第二）課に配置する。

- （ア）中央保健福祉センター5人
- （イ）花見川保健福祉センター3人
- （ウ）稲毛保健福祉センター3人
- （エ）若葉保健福祉センター5人
- （オ）緑保健福祉センター1人
- （カ）美浜保健福祉センター1人

#### ②被保護者就労準備支援事業

本事業に従事する人員は2人以上とする。受入先開拓担当員は、被保護者就労支援事業の雇用開拓員と兼任することとするが、別途雇用することを妨げない。

- （ア）体験支援担当員2人以上
- （イ）受入先開拓担当員

### イ 体制の詳細

#### ①被保護者就労支援事業

##### （ア）業務管理者

受注者は、市内に業務拠点を1か所以上置くこととし、自己の雇用する専任の業務管理者を拠点に配置すること。

##### （イ）雇用開拓員

受注者は、自己の雇用する専任の雇用開拓員を業務拠点に配置すること。

##### （ウ）就労支援員

受注者は、自己の雇用する専任の就労支援員を、各区保健福祉センター内に配置すること。その際、配置する就労支援員は、キャリアコンサルタント資格を有する者（次ページ注）とし、事前に略歴等経歴の確認できる書類を発注者に提出の上、配置の了解を得ること。

#### ②被保護者就労準備支援事業

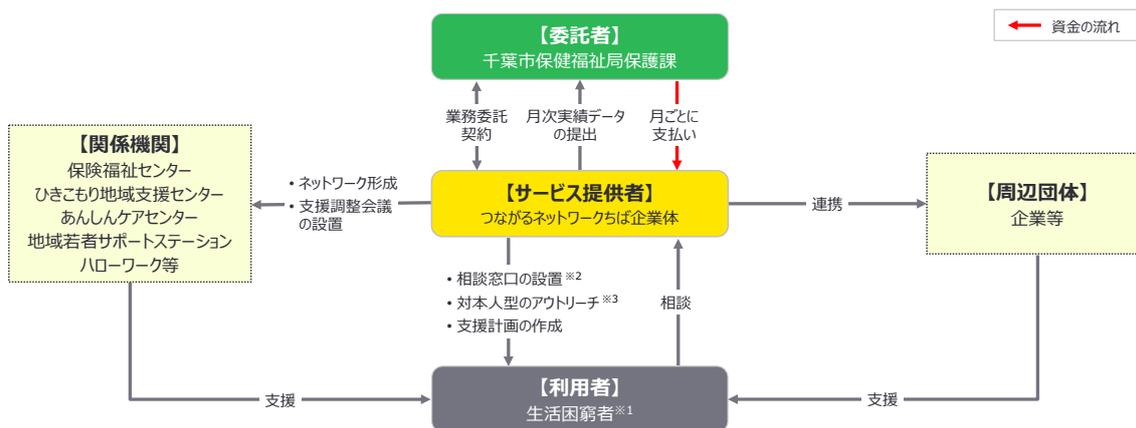
(ア) 体験支援担当員

受注者は、自己の雇用する専任の体験支援担当員を業務拠点に配置すること。また、事前に略歴等経歴の確認できる書類を発注者に提出の上、その配置の了解を得ること。

(イ) 受入先開拓担当員

被保護者就労支援事業の雇用開拓員と兼任。ただし、別途雇用することを妨げない。

図表 1 事業体制



出所) 千葉市 (2021) 「令和 3 年度千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託 (自立相談支援事業・緑)」、「同仕様書」を基に EY 作成

## ウ 評価手法

### ①成果指標の設定

#### (1) 被保護者就労支援事業

成功報酬として、1 年度毎に 10,000 千円 (消費税込) を上限 (下限) とし、下記のとおり基本委託料から加算 (減算) を行う。

##### ①保護廃止世帯数に応じた措置

当該年度中に、就労により保護廃止となった生活保護受給者 1 世帯あたりの加算単価を設定し、基本委託料に加算する。

【就労により保護廃止となった生活保護受給者 1 世帯あたりの加算単価】 120,000 円

##### ②就労者数に応じた措置

当該年度中に、就労を開始した生活保護受給者 1 人あたりの加算単価を設定し、基準とする就労者数を超えた人数分のみ、基本委託料に加算する。

また、基準とする就労者数に至らなかった場合は、基準とする就労者数から不足した 1 人あたりにつき、加算単価額と同額の減算単価を、基本委託料から減算する。

【基準とする就労者数】 1080 人

【就労を開始した生活保護受給者 1 人あたりの加算（減算）単価】 12,000 円

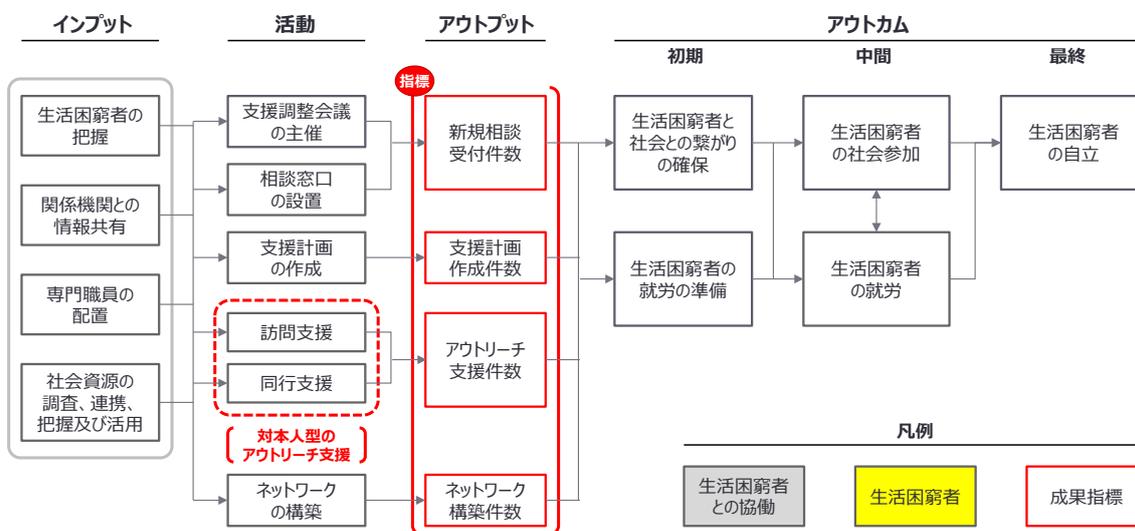
(2) 被保護者就労準備支援事業

※成功報酬、減額措置の設定なし

②評価方法

1 年度毎に受託者が提出する期別業務実績報告書により、千葉市保健福祉局保護課が評価を行う。

図表 2 ロジックモデル



出所) 千葉市 (2021) 「令和 3 年度千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託 (自立相談支援事業・緑)」、「同仕様書」を基に EY 作成

エ 支払条件

(1) 被保護者就労支援事業

ア 基本委託料

令和 3 年度分 ¥ 150,851,800 円 (うち消費税及び地方消費税額 13,713,800 円)

令和 4 年度分 ¥ 150,851,800 円 (うち消費税及び地方消費税額 13,713,800 円)

令和 5 年度分 ¥ 150,851,800 円 (うち消費税及び地方消費税額 13,713,800 円)

イ 減額措置 (1 年度毎に実施)

当該年度中に就労した全就労者 (ただし、1 月～3 月に就労した者を除く) に対する就労定着期間が、3 か月以上の者の割合の目標値を 50% と設定し、年度実績がこれを下回った場合は、次の通り基本委託料 (被保護者就労支援事業部分のみ) の減額措置を講ず

る。

【基本委託料に対する減額措置】1年度毎に実施。被保護者就労支援事業部分のみ。

全就労者に対する就労定着期間が3か月以上の者の割合が、

- ・ 45%以上50%未満の場合⇒基本委託料から1%減額
- ・ 40%以上45%未満の場合⇒基本委託料から2%減額
- ・ 40%未満の場合⇒下記の算出方法により減額

目標値=50%

基本委託料=A円

全就労者に対する就労定着期間が3か月以上の者の割合=B%

⇒基本委託料からの減額=A円×(50%−B%)

※1円未満の端数が生じた場合は、切上げ処理とする。

## (2) 被保護者就労準備支援事業

基本委託料

令和3年度分 ¥13,160,400円(うち消費税及び地方消費税額1,196,400円)

令和4年度分 ¥13,160,400円(うち消費税及び地方消費税額1,196,400円)

令和5年度分 ¥13,160,400円(うち消費税及び地方消費税額1,196,400円)

※成功報酬、減額措置の設定なし

(ア)(1)被保護者就労支援事業の基本委託料及び(2)被保護者就労準備支援事業の1年度あたりの委託料については、4分割し、受注者からの請求に基づき発注者が7月、10月、1月、4月を目途に支払う。なお、端数については、1回目の支払いで調整を行う。

(イ)(1)被保護者就労支援事業の基本委託料の減額措置及び成功報酬については、当該年度の業務完了時における受注者からの業務完了報告書及び精算報告書の提出を受け、それらの内容及び受注者からの請求に基づき、発注者が支払う。

(ウ)(イ)における報告内容を基に、加算額が生じた場合は、受注者からの請求に基づき発注者が所要額を支払い、減算額が生じた場合は、発注者が発行する納入通知書により受注者が所要額を戻入する。加算額、減算額の支払い・戻入は、いずれも当該年度毎に行うこととする。

## オ 成果の達成状況

### 平成31年度実績

#### (1) 成功報酬について

(ア) 成功報酬額 10,000,000 円

#### (イ) 算定根拠

##### ①保護廃止世帯数に応じた措置

保護廃止となった1世帯あたりの加算単価 120,000 円

平成31年度保護廃止世帯数 93 世帯

$120,000 \text{ 円} \times 93 \text{ 世帯} = 11,160,000 \text{ 円} \quad ※1$

##### ②就労者数に応じた措置

基準とする就労者数 800 人を超える就労者数 1 人あたりの加算単価 12,000 円

平成31年度就労者数 1,230 人

$12,000 \text{ 円} \times 430 \text{ 人} (1230 - 800) = 5,160,000 \text{ 円} \quad ※2$

$※1 + ※2 = 16,320,000 \text{ 円}$

なお、仕様書に基づき上限額である 10,000,000 円を成功報酬とする。

#### (2) 減額措置について なし

### 令和2年度実績

#### (1) 成功報酬について

(ア) 成功報酬額 5,580,000 円

#### (イ) 算定根拠（仕様書 11 (1) ウによる）

##### ①保護廃止世帯数に応じた措置

保護廃止となった1世帯あたりの加算単価 120,000 円

令和2年度保護廃止世帯数 70 世帯

$120,000 \text{ 円} \times 70 \text{ 世帯} = 8,400,000 \text{ 円} \quad ※1$

##### ②就労者数に応じた措置

基準とする就労者数 1,000 人を超えた人数分のみ、基本委託料に 12,000 円を加算する。

また、基準とする就労者数 1,000 人に至らなかった場合は、就労者数 1 人当たりにつき、加算単価額と同額の減算単価 12,000 を、基本委託料から減算する。

令和2年度就労者数 765 人

基準とする 1,000 人に 235 人 (1,000 - 765 人) 満たないため基本委託料から減算する。

$12,000 \text{ 円} \times 235 \text{ 人} = 2,820,000 \text{ 円} \quad ※2$

$※1 - ※2 = 5,580,000 \text{ 円}$

令和3年度実績

(1) 成功報酬について

(ア) 成功報酬額 10,000,000 円 (上限額)

(イ) 算定根拠 (仕様書 11 (1) ウによる)

① 保護廃止世帯数に応じた措置

保護廃止となった1世帯あたりの加算単価 120,000 円

令和3年度保護廃止世帯数 115 世帯

$120,000 \text{ 円} \times 115 \text{ 世帯} = 13,800,000 \text{ 円}$  ※1

② 就労者数に応じた措置

基準とする就労者数 1,080 人を超えた人数分のみ、基本委託料に加算単価 12,000 円/人を加算する。

また、基準とする就労者数 1,080 人に至らなかった場合は、就労者数 1 人当たりにつき、加算単価額と同額の減算単価 12,000 円/人を、基本委託料から減算する。

令和3年度就労者数 916 人

基準とする 1,080 人に 164 人 (1,080 人 - 916 人) 満たないため基本委託料から減算する。

$12,000 \text{ 円} \times 164 \text{ 人} = 1,968,000 \text{ 円}$  ※2

※1 - ※2 = 11,832,000 円

※上限額 10,000,000 円

(2) 減額措置について なし (仕様書 11 (1) イによる)